

「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」のさらなる推進に関する 申し合わせ決議

農業委員会組織は昨年4月1日に改正農業委員会法の施行に伴い本年7月（沖縄は9月）に1,000を超える委員会が、本年度中には全農業委員会の7割を超える1,198委員会が新体制へ移行する。

その中でわれわれ農業委員会は、新たに法律に位置づけられた「農地利用の最適化」に向けて、農業委員と農地利用最適化推進委員がしっかりと連携して「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」に取り組み、農業生産の基盤であり、かつ地域の貴重な資源である農地の有効利用を図り、将来に引き継いで行かなければならない。

よってわれわれはその実現を期すため、以下の事項について申し合わせ、決議する。

記

1. 「農地利用の最適化」の推進に全力で取り組もう

(1) 「農地の有効利用」の目標を明確にして取り組もう

- 農業委員・農地利用最適化推進委員は「人・農地プラン」の作成・見直しなどの地域の農業者との話し合いに徹底的に参加して、委員ごとに積み上げた「農地集積」と「遊休農地解消」等の数値目標を設定しよう。農業委員会においてそれを積み上げ、農地利用最適化推進指針の策定、農業委員会の年度の活動計画等の目標を設定しその実現に全力を挙げて取り組もう。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の成果を着実にあげよう

- 農地の確保のため、新体制下において確実に8月頃の農地利用状況調査を完遂するべく準備等を万全に今から取り組みを強化しよう。また農地利用意向調査に農業委員、農地利用最適化推進委員は戸別訪問等により回収並びに意向把握に取り組もう。
- 利用状況調査の結果、再生利用が不可能と見込まれる農地については速やかに判断を行い、非農地通知を発出する等の取り組みを強化しよう。

(3)多様な担い手の育成・確保を図ろう

- 「人・農地プラン」等地域の話し合いを起点に、競争力のある経営体はもとより小規模な営農、高齢農家、新規就農者、一般企業等地域の農地を活かしたい、守りたい、残したいという意思を共有できる多様な人々と農地利用の最適化の実現を目指そう。
- 認定農業者の掘り起こしや再認定への働きかけを強化しよう。また担い手が不足している地域では、集落営農の組織化や法人化に向けた取り組みを強化しよう。
- 農業者年金については、農業者の老後生活の安定と円滑な経営継承のための重要施策と位置づけ、その普及・定着と加入推進に取り組もう。

(4)農業委員会と市町村行政部局及び関連機関・団体との連携体制を構築しよう

- 市町村と農業委員会が合同で連携協議する場を設け、市町村行政と共同で農地利用の最適化に取り組む体制を確立しよう。合わせて関係機関・団体の協力を得てその実現に取り組もう。

(5)農業委員会・農業会議・農地中間管理機構が連携強化して成果を挙げよう

- 都道府県農業会議と農地中間管理機構が共催で農業委員会の参集を得る会議を開催する等、現場における三者の連携協力体制を強化し、情報と取り組みの共有化を図ろう。
- 市町村農業委員会段階における農地の集積・集約化を実現するため、都道府県農業会議が支援している各種経営者組織の会員とのマッチングを農地中間管理事業を活用して取り組もう。

2. 地域の声を取りまとめた「意見の提出」に積極的に取り組もう

- すべての農業委員会において、毎年一定の時期に、認定農業者をはじめとする地域の農業者と農業委員会との意見交換会や集落座談会を実施し、その地域における農業・農村の課題の解決に向けた声を積み上げよう。
- 改正農業委員会法第38条を踏まえ、市町村等行政機関に対し、地域における農業・農村の問題を幅広く積み上げて「意見の提出」など政策提案活動に積極的に取り組もう。

3. 新体制への円滑な移行と農業委員会の体制強化に努めよう

(1) 先行事例の取り組みを共有化し、新体制移行を円滑に進めよう

- 新体制に移行した農業委員会の先行事例の取り組みを共有化し、今後新体制となる委員会の移行が円滑に進むよう情報の公表・提供や連携に努めよう。
- 農業委員及び農地利用最適化推進委員の十分な定数確保を図るとともに、両委員の適切な役割分担と連携による農地利用の最適化の推進に努めること。特に委員報酬の上乗せ措置である農地利用最適化交付金を活用するべく条例改正を市町村部局、市町村議会へ働きかけよう。

(2) 女性や若い農業者の登用を促進しよう

- 市町村内で頑張っている女性農業者（認定農業者等）の洗い出し、（候補者）名簿を作成し、その名簿を活用して該当者への働きかけを強化するとともに、女性農業者等のグループのリーダー等には自らの応募を働きかけよう。
- 農業委員の選任にあたって、市町村長及び市町村議会に対し、女性や若い農業者の登用の必要性・重要性の理解促進を図ろう。

4. 農業委員会活動の公表、情報提供について着実に実行しよう

- 農業委員会活動の公表義務を踏まえ、本年6月末に「目標及びその達成に向けた活動計画」、「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」を公表する取り組みを徹底しよう。
- 農業委員会による情報提供活動を通じて、地域農業者、住民を対象に農業委員会や農業者等の取り組みについて情報の共有化を図ろう。